

入間市立図書館 指定管理者募集要項

(本館・西武分館・金子分館・藤沢分館)

令和8年7月

入間市教育委員会

目 次

1	指定管理者制度の目的	p 1
2	図書館運営の基本方針	p 1
3	対象施設の概要	p 2
4	管理の基準（開館日、休館日、開館時間、個人情報の取り扱い、業務の委託他	p 4
5	業務の範囲及び具体的な内容	p 5
6	経費等に関する事項	p 7
7	指定の期間	p 8
8	指定管理料	p 8
9	指定管理者と入間市教育委員会との業務役割分担	p 9
10	指定管理者の継続が困難になった場合における措置に関する事項	p 10
11	特記事項	p 10
12	申請の資格	p 10
13	提出書類	p 11
14	指定管理者の公募手続き	p 13
15	選定方法	p 15
16	指定管理者候補選定審査項目一覧	p 16
17	選定結果及び指定の通知等	p 17
18	協定の締結	p 18
19	損害賠償保険への加入	p 18
20	その他	p 19
21	令和7年度 登録者・入館者数・貸出者数・貸出冊数に関する調べ	p 20
22	現地説明会参加申込書（別紙1）	p 21
23	指定管理者募集要項等に関する質問票（別紙2）	p 22

1 指定管理者制度の目的

入間市では、「公の施設」の管理運営について、民間事業者の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、指定管理者制度が導入されています。

入間市立図書館については、平成28年度より入間市立図書館西武分館（以下「西武分館」という。）、入間市立図書館金子分館（以下「金子分館」という。）、入間市立図書館藤沢分館（以下「藤沢分館」という。）に一括して指定管理者を指定し、「第3次入間市立図書館基本計画」に定める図書館の方向性に沿った管理運営と住民サービスの向上及び経費削減について、民間事業者の活力と創意工夫のあるノウハウを活用しています。

また令和9年度からは、入間市立図書館本館（以下「本館」という。）についても新たに指定管理者制度を導入することとなりました。

本募集要項は、「入間市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第8号）」に基づき、上記施設の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

「入間市立図書館設置及び管理条例（昭和59年条例第41号）」をはじめとする関係例規及び「第3次入間市立図書館基本計画」を十分理解のうえ、民間事業者からの創意工夫のある提案を広く公募するものです。

2 図書館運営の基本方針

入間市は、まちづくりのビジョン（将来都市像）として「香り豊かな緑の文化都市」を掲げていることから、図書館においても、お茶香る豊かな自然や郷土の文化を大切にしながら、全ての市民が気軽に利用でき、生活に役立つ情報を提供するように努めていきます。また、本市教育行政のテーマである「学びと実践があふれるまち」の実現を目指しつつ、市民とともによりよいまちづくりを進めていくための身近な図書館としていきたいことから、「くらしに役立ち 学びを支える 身近な図書館」を基本理念に掲げ、市民の知る権利、学ぶ権利を守り、全ての市民に公平、平等なサービス提供を行い、資料の収集、整理、保存、提供に努めております。

3 対象施設の概要

施設名 項目	入間市立図書館 本館	入間市立図書館 西武分館
所在地	入間市向陽台 1丁目1番地17	入間市大字仏子 1084番地12
最寄の交通機関	西武池袋線入間市駅 徒歩12分	西武池袋線仏子駅 徒歩3分
開館時間	・火曜日～金曜日 午前9時～午後8時 閲覧席は午前9時 ～午後9時30分 ・土、日、休日 午前9時～午後5時	・火曜日～金曜日 午前9時～午後8時 ・土、日、休日 午前9時～午後5時 会議室は午前9時～午後10時
休館日	・月曜日（平日のみ） ・12月29日～1月4日 ・館内整理日（毎月末日。ただし、 末日が土、日、月、休日の場合と 8月は翌月最初の平日。） ・特別整理日	・月曜日（平日のみ） ・12月29日～1月4日 ・館内整理日（毎月末日。ただし、 末日が土、日、月、休日の場合と 8月は翌月最初の平日。） ・特別整理日
開館年月日	昭和60年4月11日	平成5年5月8日
延床面積	1,934.04㎡	2120.11㎡
開架面積	—	1F 683.99㎡ 2F 162.02㎡
閉架書庫	—	78.29㎡
閲覧席数	70席	74席 （2階学習室含む）
その他の主な施設		会議室、視聴覚ライブラリー （視聴覚室・視聴覚準備室）
蔵書数 （令和8.4.1）	263,813点	143,623点
貸出点数 （令和7年度）	260,662点	135,099点
貸出者数 （令和7年度）	78,254人	43,969人
職員数 （令和8.4.1）	常勤11名 非常勤23名	常勤11名 非常勤9名
施設管理	産業文化センター （指定管理）	西武分館

施設名 項目	入間市立図書館 金子分館	入間市立図書館 藤沢分館	入間市立図書館 宮寺配本所 (宮寺・二本木地区セ ンター内)
所 在 地	入間市大字寺竹 535番地1	入間市下藤沢 5丁目17番地1	入間市宮寺2405番 地1
最寄の交通機関	JR八高線金子駅 徒歩10分	西武池袋線武蔵藤沢駅 徒歩15分	西武バス北中野バス停 徒歩15分
開 館 時 間	・午前9時～午後5時	・火曜日～金曜日 午前9時～午後8時 ・土、日、休日 午前9時～午後5時	・火曜日～土曜日 午前9時30分～午後 4時
休 館 日	・月曜日(平日のみ) ・12月29日～1月4日 ・館内整理日(毎月末 日。ただし、末日が土、 日、月、休日の場合と8 月は翌月最初の平日。) ・特別整理日	・月曜日(平日のみ) ・12月29日～1月4日 ・館内整理日(毎月末 日。ただし、末日が土、 日、月、休日の場合と8 月は翌月最初の平日。) ・特別整理日	・日曜日、月曜日 ・宮寺・二本木地区セン ター休館日 ・12月29日～1月4日 ・館内整理日(毎月末 日。ただし、末日が土、 日、月、休日の場合と8 月は翌月最初の平日。) ・特別整理日
開 館 年 月 日	平成6年7月14日	平成13年4月14日	昭和61年8月1日
延 床 面 積	307.78㎡	895.98㎡	57.75㎡
開架面積	286.09㎡	692.00㎡	—
閉架書庫	21.69㎡	57.00㎡	—
閲覧席数	16席	42席	—
蔵 書 数 (令和8.4.1)	53,575点	110,193点	7,316点
貸 出 点 数 (令和7年度)	42,763点	194,239点	1,568点
貸 出 者 数 (令和7年度)	12,698人	57,226人	613人
職 員 数 (令和8.4.1)	常勤3名 非常勤4名	常勤10名 非常勤7名	—
施 設 管 理	金子地区センター	藤沢地区センター	宮寺・二本木地区セン ター

※宮寺配本所の窓口業務については宮寺・二本木地区センター職員

4 管理の基準

①開館時間、休館日については、入間市立図書館設置及び管理条例、及び入間市立図書館設置及び管理条例施行規則に基づきます。

②個人情報保護について

個人情報の適正な管理については、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条（平成17年条例25号）の規定により、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければなりません。

- 個人情報を正確かつ最新の状態に保つようにしてください。
- 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等を防止するよう努めてください。
- 事務事業の執行上、保有する必要がなくなった個人情報については、原則として確実かつ速やかに廃棄し、又は消去してください。

※個人情報管理責任者を定めてください。

③情報公開について

情報公開の適正な管理については、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条（平成17年条例25号）の規定により、必要な措置を講じなければなりません。

④業務の委託等

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、図書館施設及び設備の維持管理のため、業務遂行上一部の業務を委託することが必要な場合は、事前に入間市教育委員会に書面で申請し、その承認を得れば可能とします。

⑤保険の加入

指定管理者は、自身の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合に備え、必要な保険に加入しなければなりません。（利用者、ボランティアへの保険）

⑥関係法規等及びマニュアルの遵守

指定管理者は、関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、図書館運営に必要な各種マニュアル等を遵守して業務を行っていただきます。

なお、指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

⑦管理者

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、各施設を常に良好な状態に保つように努める必要があります。

⑧緊急時の対応

施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、施設又は施設利用者の被災時には対応と同時に、入間市教育委員会に速やかに報告しなければなりません。

⑨サービスの向上

施設の快適な読書環境を保持し、常に公平、平等なサービスを実施するとともにサービスの向上に努めなければなりません。

また、利用者の増加に努め、各種トラブル、苦情等には現場で迅速かつ丁寧に対応を図っていただきます。

⑩指定管理者名の表示

本館及び西武分館、金子分館、藤沢分館（以下「各分館」という。）が指定管理者により管理運営されていることを示すため、各館に指定管理者名と入間市教育委員会の連絡先を表示していただきます。

⑪文書の管理・保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、入間市文書取扱規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。

また、指定期間終了後に、市長の指示に従って文書の引継ぎ等を行うことがあります。

⑫守秘義務

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用しないものとします。指定期間が終了した後も同様とします。

⑬指定管理者による施設内の駐車場の利用

指定管理者が西武分館及び地区センター内の駐車場を利用する場合、「入間市公共施設内における職員通勤用自動車の駐車に係る目的外使用の実施方針」に基づき対応してください。

⑭環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出規制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めていただきます。

また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めるものとします。

※管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定書で定めます。

※管理の基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

5 業務の範囲及び具体的な内容

①共通業務

図書館業務全般

●窓口業務

（利用者登録・貸出・返却・検索・予約・リクエスト・レファレンス・複写）

●選書に関する業務（選書管理・選書会議）

●図書・発注受入れ

●雑誌受入れ

●寄贈本の装備、データ作成、受入れ

●新聞に関する業務

- 電子図書の購入、運用
- 図書等の装備、修理、修復
- 図書のクリーニング
- 督促処理
- 破損、汚損、紛失資料の処理
- 図書等の弁償処理
- 図書館統計に関する業務（入館者数他）
- 書架整理、配架業務
- 返却ポストの管理
- 図書館システムに関する業務
- 蔵書点検
- 書庫等の整理
- 館内巡回業務
- 配本サービス業務（調整、配達、回収を含む）
- 団体貸出業務
- 障害者サービス
- 除籍本等に関する業務
- インターネット利用者端末の管理
- 相借貸借業務（県外、県内、国会図書館、大学図書館等）
- 利用促進事業に関する業務
- ボランティア団体の育成、支援
- 展示本
- 市出前講座、赤ちゃんサロン
- おはなし会、おたのしみ会

その他の業務

- 各種団体、関係機関との連絡調整
- 各種会議
- 広報に関すること
- 要望及び苦情処理
- 利用者の声等への回答
- 自動体外式除細動器（A E D）の管理
（金子分館、藤沢分館は地区センター管理補助）
- 各種調査への対応

※詳細については別に配布する「入間市立図書館 指定管理者業務仕様書」を参照してください。

②館別に行う業務

（ア）本館

- 施設管理業務（日常清掃、蛍光灯等消耗品等の交換）
- 連絡便業務（車両を調達すること）
- 宮寺配本所業務
- 夜間閲覧席開放事業
- 主催事業、共催事業（万燈まつりとあわせて「図書館まつり」を開催）
- 移動図書館運営業務委託事業者との連携、協力

- 産業文化センター管理への協力（除雪作業他）

（イ）西武分館

- 施設管理業務（機械警備、清掃、自家用電気工作物保安管理、エレベータ保守、自動扉開閉装置保守、夜間管理、消防設備保守管理、建築物・建築設備定期報告、防火設備定期検査報告、防火対象物定期報告、貯水槽清掃・水質検査、空調機器冷媒漏洩定期点検、衛生害虫駆除、蛍光灯等消耗品の交換他）
- 会議室利用及び利用料金に関する業務
- 会議室管理業務（新規利用登録含む）
- 視聴覚室等の利用に関する業務
- 視聴覚ライブラリーに関する業務
（視聴覚室ＡＶシステム保守点検、視聴覚室ＡＶシステム賃貸借契約、備品の貸出し他）
- 主催事業（映画会他）、協力事業（ボランティア発表会）、地域行事、エリアマネジメント組織への協力

（ウ）金子分館

- 施設管理業務（日常清掃、衛生害虫駆除、蛍光灯等消耗品等の交換）
- 主催事業、共催事業（映画会）、地区センター事業、地域行事、エリアマネジメント組織への協力
- 休日開館警備・管理（ロビー等共用部分含む）業務
- 地区センター管理への協力（植栽管理他）

（エ）藤沢分館

- 施設管理業務（清掃業務、衛生害虫駆除、蛍光灯等消耗品の交換他）
- 主催事業、共催事業（映画会、古典朗読会他）、地区センター事業、地域行事、エリアマネジメント組織への協力
- 休日開館、地区センター夜間閉館日警備・管理（ロビー等共用部分含む）業務
- 地区センター管理への協力（植栽管理他）
- 臨時学習室運営

（オ）宮寺配本所（窓口業務は地区センター職員が対応）

- 主催事業（おはなし会他）
- 蔵書の入れ替え
- 図書館システム管理

6 経費等に関する事項

①指定管理料

入間市教育委員会は、本館及び分館の管理運営に要する経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。

※指定管理料の具体的な額や支払い方法等は、協議の上、協定書で定めます。

②指定管理料の精算

指定管理料のうち、光熱水費及び修繕料については、各年度の協定書の定めるところにより、実績において残金が生じたときは入間市教育委員会に返還するものとします。なお、光熱水費の負担については、契約期間中に請求があったものは、契

約している指定管理者が負担することとします。

③施設の修繕・改修工事

修繕費は、年間１７５万円（税込）を上限とし、管理経費内の施設修繕・改修工事を行う場合、事前に入間市教育委員会に連絡のうえ執行してください。また、入間市教育委員会から修繕・改修工事の実施について協議を行う場合があります。

④西武分館会議室利用料金

入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例により、利用料金は指定管理者の収入となりますが、条例及び施行規則に則って利用の許可、制限、減額・免除等を行っていただきます。

なお、利用料金については、想定外に施設利用者が減少した場合の指定管理者への補填は行わず、また利益が過大になった場合でも、入間市教育委員会への返還の必要はありません。

⑤その他の歳入

各館のコピー使用料は指定管理者の収入となり、西武分館駐車場使用料、西武分館行政財産目的外使用料、不用物品売払い及び各館の資源物等売払い代金は入間市の収入となります。

⑥会計の独立

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、指定管理にかかる経費については、団体自身の会計とは別の会計で管理してください。

また、他の公の施設の指定も受ける場合、他の公の施設の管理会計とは別の会計で管理していただきます。ただし、同一の財務会計システムの中で入出金管理を行う場合には、他の公の施設等と分けて、館別、項目別に入出金管理を行うこととします。

⑦備品の帰属

備品の購入に関しては、事前に入間市教育委員会と協議を行い、指定管理料により購入した備品は入間市教育委員会に帰属するものとします。現在、入間市教育委員会の備品となっているものの買替えについては、入間市教育委員会が対応します。なお、指定管理者が備品を持ち込むことも可能です。

7 指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）を予定しています。

ただし、管理をすることが適当でないと認めるときは、「入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第１１条第１項の規定により指定を取り消すことがあります。

8 指定管理料

入間市教育委員会は、指定管理者の業務に必要な経費を毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。

指定管理料の具体的な額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と入間市教育委員会との間で締結する基本協定書において定めます。

なお、指定管理期間中に入間市教育委員会が支払う指定管理料の額は、以下に定める基準価格の範囲内で、応募者から各年度の指定管理料の額について提案を求めます。基準価格を超える提案があった場合には、事前審査において失格となります。

基準価格 1,491,905,000円（税込、5年間の総額）

※指定管理業務を確実に履行するために、適正な指定管理料の積算を行う必要があることから、価格の提案にあたっては、積算内訳を提出してください。

※指定管理料を積算いただくにあたって、以下の費用を見込んで積算いただきますようお願いいたします。

- ・資料購入費（1年あたり）：23,100,000円
（内容は、仕様書詳細（本館）を参照のこと）
- ・光熱水費（1年あたり）：7,940,000円
- ・修繕費（1年あたり）：1,750,000円
- ・雑入（1年あたり）：380,000円
- ・西武分館床面剥離洗浄清掃：200,000円
（令和13年度に実施すること）

【賃金及び物価水準の変動への対応】

本施設では賃金及び物価水準の変動に伴う対応として、スライド制度を導入します。収支計画において計上する人件費、委託費及び光熱水費等、スライドの対象となるものについては、別途必要額を積算し、「スライド制度対象経費計算書」を提出してください。詳細については、別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」を参照してください。

9 指定管理者と教育委員会との業務役割分担

指定管理者と入間市教育委員会との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、双方が協議して定めることとします。

項 目	指定管理者	教育委員会
西武分館（建物、構築物、機械等設備）の保守点検	○	
維持管理（清掃他）	○	
安全衛生管理	○	
個人情報漏えい等による利用者等に対する対応	○	
事故、火災による施設損傷	※1	○
施設利用者の被災に対する責任	※2	○
施設の火災共済保険の加入		○
賠償責任	○	
包括的な責任		○

※1 自己の責めに帰すべき事由による場合

※2 現場での対応による

1 0 指定管理者の継続が困難になった場合における措置に関する事項

①指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに入間市教育委員会に報告しなければなりません。

②指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、入間市教育委員会は、指定管理者に対し、改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善措置ができなかったときには入間市教育委員会は指定管理者の指定を取り消すことができます。その場合は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

③指定管理者が入間市教育委員会の指示に従わないときや、指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、入間市教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができます。その場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

④②又は③により指定管理者の指定を取り消され、入間市教育委員会に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。

⑤入間市教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、入間市教育委員会と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について誠意をもって協議することとします。

1 1 特記事項

指定期間中、西武分館および地区センターにおいて大規模改修工事が計画されています。当該工事の実施に伴い、指定管理期間の途中で長期休館となる可能性があります。この場合における施設の管理運営方法、指定管理料の変更その他必要な事項については、工事の計画が具体化した段階で、教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定するものとします。

1 2 申請の資格

①指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人等であること。

②法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は、申請を行うことができません。

(ア)本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人又は清算人である団体

(イ)本市の市長、副市長又は教育長が、役員等である団体

(ウ)本市の教育委員会の委員が、役員等である団体

※(ア)～(ウ)は、市が資本金その他これに準じるものの2分の1以上を出資している団体、市からの財政支出を受けている団体その他の公共的団体であって、当該団体が指定管理者となることについて相当の理由がある場合には、適用しない。

- (エ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限される団体
- (オ)条例第11条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体
- (カ)法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料及び社会保険料を滞納している団体
- (キ)会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である団体
- (ク)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体
- (ケ)指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けた団体
- (コ)2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない団体

【共同事業体で申込む場合】

- (ア)複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるものとする。
- (イ)同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできない。
- (ウ)単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- (エ)代表となる法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則として認めない。ただし、共同事業体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り変更を認めることがある。

1.3 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出期間内に入間市教育委員会に提出してください。

なお、入間市教育委員会が必要と認めるときは、追加資料の提出を求められます。

(1) 提出書類

- ①指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ②申請の資格②の（ア）から（コ）の資格要件を満たしている旨の誓約書（別紙様式第2号）
- ③団体の概要調書（様式第3号）
- ④法人等の定款又は寄付行為若しくはこれに準ずる書類
- ⑤法人の登記事項証明書
- ⑥法人の予算書及び決算書等
 - (ア)指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ)指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書

- (ウ)指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
 - ※任意団体にあつてはこれらに類する書類
 - ※財産目録を作成していない場合は、これに準ずる書類
- ⑦法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (ア)法人等の組織図や業務体制等がわかるもの
 - (イ)就業規則又はこれらに準ずる書類
 - (ウ)賃金規定や賃金台帳等賃金体系がわかるもの
- ⑧納税証明（課税されている団体のみ）
 - (ア)直近年度分の市税の納税証明書の写し（滞納額がないことの証明）
 - (イ)直近年度分の税務署発行の税証明書様式「その3の3」
 - （法人税・消費税・地方消費税の未納額がないことの証明）
- ⑨労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ⑩健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ⑪厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は厚生年金基金発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
 - ※加入の必要がないため、⑨・⑩・⑪のいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式第4号）を提出してください。
- ⑫役員の名簿及び履歴を記載した書類（様式第5号）
- ⑬対象施設の管理運営に係る事業計画書（様式第6号）
 - 以下の項目について、対象施設の設置目的を効果的に達成し、しかも、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。
 - (ア)基本方針、基本コンセプト
 - 指定管理業務を行うに当たって対象施設を管理運営していく心構え、基本方針、コンセプト、利用者の平等利用の確保について記述してください。
 - (イ)関係法令等の遵守、個人情報保護、行政手続条例、情報公開について記述してください。
 - (ウ)施設の維持管理、経費削減と再委託に対する考えについて記述してください。
 - (エ)職員研修及び育成方針について記述してください。
 - (オ)サービスの向上への取り組み、図書館独自サービスについて記述してください。
 - (カ)自主事業の内容について記述してください。
 - (キ)申請団体の経営状況及び経費削減に向けた提案について記述してください。
 - (ク)職員配置の考え方（組織規模、適切なシフト管理（資格者等の配置）、雇用及び労働条件（労働時間、賃金、健康管理、障害者や高齢者の雇用、住民の雇用）について記述してください。
 - (ケ)社会教育施設（特に公立図書館）の運営実績について記述してください。
 - (コ)市との連絡調整に関する体制、セルフモニタリングやPDCAマネジメントサイクル等による改善について記述してください。
 - (サ)緊急時の対応について記述してください。
 - (シ)環境に配慮した取り組みについて記述してください。
 - (ス)自由提案
 - 上記以外で、対象施設の設置目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。
- ⑭事業計画書概要

事業計画書（様式第6号）の項目毎に、事業計画の概要について700文字前後で別途資料を作成し提出をお願いいたします。図や画像は使用しないでください。

⑮配置職員の経歴について

指定管理のために配置する職員の図書館等に係る経歴書（様式第7号）の提出をお願いいたします。

⑯管理運営に関する収支計画書

指定管理運営に関しての収支のわかる書類の提出をお願いいたします。
（様式第8号）

（2）提出部数

① 「⑤ 法人の登記事項証明書」と「⑧ 納税証明（課税されている団体のみ）」は、原本を提出してください。

② 上記①～⑯の提出書類については、原本を提出する書類を含めCD-Rに保存し、電子データでの提出をお願いします（CD-Rは2部提出してください。原本を提出する書類についても、スキャンしたものを電子データで提出してください。）。

1.4 指定管理者の公募手続き

①公募スケジュール

7月17日（金）から9月4日（金）	募集要項等の配布
7月31日（金）	現地説明会
7月29日（水）から8月7日（金）	公募に関する質問受付
随時ホームページにて	公募に関する質問回答
8月25日（火）から9月4日（金）	応募書類の受付期間
10月1日（木）	プレゼンテーション
10月下旬頃	選定結果の通知
1月初旬（予定）	指定管理者の指定
選定結果通知日から指定管理開始日前日	引継ぎ
～1月中	協定締結

②募集要項等の配布（様式含む）

募集要項は令和8年7月17日（金）から9月4日（金）までの間で配布します。
市のホームページからダウンロードをしてください。

③現地説明会の開催

対象施設における説明会を下記のとおり開催いたします。

（ア）日 時 令和8年7月31日（金）
午前10時から午後5時頃まで

（イ）集合場所 入間市産業文化センターB棟2階研修室
（入間市向陽台1丁目1番地7）

（ウ）行 程 本館→藤沢分館→宮寺配本所→金子分館→西武分館
※詳細は後日連絡します。

※移動手段については、各団体で対応してください。

（エ）参加者数 1団体2名以内

※申請団体は、別紙1の「現地説明会参加申込書」を7月29日（水）までに

提出し、必ず出席してください。

④質問票の受付

募集要項等に関する質問は、下記により提出してください。

なお、質問に対する回答は、随時、入間市公式ホームページに掲載します。

(ア)質問票受付期間 令和8年7月29日(水)から8月7日(金)午後5時まで

(イ)質問票提出方法 別紙2の「質問票」を電子メールで入間市立図書館
本館宛て(ir817000@city.iruma.lg.jp)に提出してください。

⑤指定管理者指定申請書の受付

申請書類は以下のとおり受け付けします。(郵送可)

(ア)受付期間 令和8年8月25日(火)から9月4日(金)まで

(イ)受付時間 午前9時から午後5時まで

(ウ)受付場所 入間市立図書館本館
入間市向陽台一丁目1番地7
月曜日(休日以外)及び休館日を除く

⑥留意事項

(ア)提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(イ)申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。

(ウ)応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(エ)入間市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(オ)応募の際、提出した関係書類はすべて行政文書となることから、入間市情報公開条例及び同施行規則に基づいた取扱いとします。また、指定管理者候補となる団体については、提出された書類について、原則としてすべて指定議案の添付資料として議会に提出します。なお、選外となった団体の提出した応募書類については、応募団体名等を伏せた状態で、事業計画書概要及び収支計画書を指定議案の添付資料として議会に提出します。

(カ)会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市役所市民税課又は資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(キ)応募者は、申請書等の提出をもって、この募集要項、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(ク)事業計画の内容が、入間市に新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は、原則、提案者の負担とします。また、条例改正を伴う提案内容は、原則として採用することはできません。

(ケ)提出書類等の返却はいたしません。

(コ)指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当したときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

●資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

●著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(サ)申請書提出後は、軽微な変更を除き、提出書類の記入内容の変更をすることは

できません。

(シ)入間市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第25号)第5条の規定による欠格事項の確認等のため、法人等の主要構成員(取締役、理事等)に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

1.5 選定方法

①指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、入間市指定管理者候補者選定委員会において、提出された申請書により審査(書類審査、資格審査など)を行い、選定に当たっての審査基準に最も適合する応募者を指定管理者候補者とします。

なお、選定委員会の会議は非公開とします。

②審査方法

選定委員会において、施設を管理運営する能力、サービス向上、経費の削減等を書類審査、プレゼンテーション及び質疑を行って総合的に評価して選考します。

プレゼンテーションの日程等は、申請書受付締切後に応募者に通知します。

③選定基準

- (ア)利用者の平等な利用を確保することができ、サービスの向上が図られるものであること。
- (イ)関係する法令を遵守し、適正に対象施設の管理運営ができること。
- (ウ)対象施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (エ)指定管理業務を安定的に行う経営基盤を有していること。
- (オ)対象施設の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- (カ)経費の削減・適正化に向けた具体的な提案がされていること。
- (キ)施設の性格を踏まえながら、多様化する市民ニーズに対応できる組織体制の強化がされていること。
- (ク)自立に向けた体制づくりを目指していること。
- (ケ)応募者が1者のみの場合でも、最低基準点に満たない場合には選定されず、再度公募を行う。

④審査のポイント

- (ア)申請資格に適合しているか。
- (イ)入間市教育委員会が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- (ウ)利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- (エ)利用者の平等利用確保への配慮がされているか。
- (オ)指定管理業務に係る市の指定管理料は適切な額か。
- (カ)事業の計画は妥当か。
- (キ)環境に配慮した運営方法となっているか。
- (ク)その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

1 6 入間市立図書館本館・西武分館・金子分館・藤沢分館
指定管理者候補選定審査項目一覧

入間市指定管理者候補選定委員会において、応募者から提出された応募書類について、下記の項目に基づき総合的に審査を行います。

審査項目	配 点
1. 基本事項	
①基本方針、基本コンセプトの理解 ●公立図書館を管理運営する上での基本的な考え ●提案内容の積極性、取り組み姿勢、意欲	20点
②利用者の平等利用の確保 ●利用者に対して公平・平等な対応の確保	10点
2. 関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保について	
①「個人情報」と「業務上知り得た秘密」の保護 ●コンプライアンス(法令遵守)の徹底 ●ルールやマニュアルの整備 ●個人情報の適切な収集と取扱い ●漏えいした場合の対応等、具体的な考え	20点
②行政手続条例等関係法令の遵守 ●関係法令への対応等、具体的な考え	10点
③情報公開についての考え方 ●透明性のある体制	10点
3. 業務の実施内容と方法	
①管理に関する経費の削減に向けた考え方 ●経費が最小限になる工夫と再委託に対する考え	15点
②職員研修及び育成 ●職員に対する研修・育成の実施、研修に参加しやすい環境等	15点
③利用者サービスの向上 ●利用者サービスの向上に関する取組み ●職員の接遇 ●意見・要望の受付と対応 ●利用者アンケート等の実施と対応 ●図書館独自サービス (例)館内展示の工夫 (例)館内装飾の工夫	25点
④自主事業の内容 ●施設の設置目的に沿った事業展開 ●創意工夫に満ちた企画 ●幅広い層の住民が参加できる工夫 ●地域住民、学校、ボランティア団体との交流・連携する仕組み ●魅力発信活動の充実 ●利用促進、広報活動の充実	25点

4. 指定管理業務を安定して行う能力について	
①収支計画 ●適切な収支計画 ●経費削減に向けた提案 ●明確かつ妥当な経費の算出根拠	15点
②申請団体の経営状況 ●安定した経営状況 ●管理するにあたっての、十分な資力 ●団体の規模に比して、多額の借入金はないか ●適切な財務諸表等の作成	15点
③職員配置の考え方 ●指定管理業務を行いうる十分な組織規模 ●適切な人員配置及びシフト管理 ●職員の経験、専門的資格、技術を有する者の配置	20点
④雇用及び労働条件 ●労働諸法の遵守 ●従業員の労働条件（労働時間、賃金、健康管理） ●障害者や高齢者の雇用、住民の雇用への配慮	20点
⑤事業実績 ●社会教育施設（特に公立図書館）の運営実績	20点
⑥市との連絡調整に関する体制 ●市との定期的な報告事項や方法、頻度、内容等 ●セルフモニタリングの方法、頻度、内容等	15点
⑦緊急時の対応 ●防犯への対応（鍵の適切な管理、未然防止のための定期巡回、機械警備時の防犯体制） ●防災への対応（防災マニュアルの作成、避難訓練の実施） ●事故防止体制の確保（事故防止マニュアルやチェックリストの作成、事故防止の研修） ●事故発生時の対応 ●緊急時の体制（緊急時マニュアルの作成、緊急時連絡体制）	15点
5. その他	
①環境に配慮した取り組み	15点
②自由提案	15点
合計点数	300点

※最低基準点210点以上

17 選定結果及び指定の通知等

①選定結果の通知

選定結果は、指定管理者として選定された応募者に速やかに通知します。

②指定管理者の指定

入間市指定管理者候補選定委員会にて対象施設の指定管理者の候補者を地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を入間市議会に上程し、議決後に、入間市長が指定します。

なお、指定後速やかに告示を行います。また、入間市議会の議決を経るまでの間

に指定管理者に指定することが著しく不適當と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

1 8 協定の締結

入間市議会の議決後に入間市教育委員会と指定管理者は次の内容について協議を行い、協定書を締結します。

〔協定の内容〕

- ①管理業務の範囲と具体的内容
- ②指定期間に関する事項
- ③指定管理料に関する事項
- ④事業計画に関する事項
- ⑤利用料金等に関する事項
- ⑥事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑦指定期間満了後の原状回復及び引継ぎに関する事項
- ⑧本市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑨指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑩労働者の安全確保に関する事項
- ⑪災害時の協力に関する事項
- ⑫緊急時の対応に関する事項
- ⑬モニタリングの実施に関する事項
- ⑭本市と指定管理者とのリスク分担に関する事項
- ⑮管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑯管理運営業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- ⑰その他市長が別に定める事項

指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）の実施事項を定めた「年度協定」を締結します。「年度協定」は、年度ごとに協議の上、締結します。なお、令和9年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

その他、指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ①指定管理者の経営状況の急激な変化等により、業務の遂行が確実でないと認められるとき。
- ②著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

また、指定管理者の議決について、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、対象施設に係る事務及び管理の準備のために支出した費用については一切補償いたしません。

1 9 損害賠償保険への加入

運営管理上の瑕疵により事故等が発生し、利用者等の第三者に対して損害賠償の義務が生じた場合、指定管理者がその賠償を負うことになります。また、指定管理者は損害賠償の履行を確保するため、可能な限り入間市教育委員会が加入している損害賠償保険等と同じ内容の保険に加入していただきます。

損害賠償保険金限度額

身体賠償 1名につき 5,000万円(1事故について5億円)

財物賠償 1事故につき5,000万円

※火災保険については、入間市教育委員会が加入するため、指定管理者が別に加入する必要はありません。

20 その他

応募者及びその関係者は、申請書提出後は、選考結果が届くまでの間、選定委員会の委員及び入間市教育委員会の職員、その他関係者に対する接見を禁じます。

ただし、入間市教育委員会の指示又は依頼等があった場合には、その限りではありません。

引継ぎ、準備行為の実施については、指定管理者は入間市と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、入間市及び前指定管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

〒358-0001

入間市向陽台一丁目1番地7

入間市教育委員会 教育部 図書館

TEL 04-2964-2415

FAX 04-2965-8055

メールアドレス

ir817000@city.iruma.lg.jp

入間市公式ホームページ

<https://www.city.iruma.saitama.jp/>

令和7年度 登録者・入館者数・貸出者数・貸出冊数に関する調べ

館別 月別	入間市立図書館本館										BM（やまぼと号）										配本所										入間市立図書館本館（合計）																			
	新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数		合計		新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数		合計		新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数		合計		新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数		合計											
	図書	雑誌	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	A V	合計												
4月	130	16,712	6,419	18,854	925	1,459	21,238	4	—	346	874	31	17	922	0	—	54	149	4	10	163	134	16,712	6,819	19,877	960	1,486	22,323	4	—	346	874	31	17	922	0	—	54	149	4	10	163	134	16,712	6,819	19,877	960	1,486	22,323	
5月	175	21,291	6,961	20,453	993	1,597	23,043	3	—	421	1,005	24	32	1,061	0	—	69	186	5	6	197	178	21,291	7,451	21,644	1,022	1,635	24,301	3	—	421	1,005	24	32	1,061	0	—	69	186	5	6	197	178	21,291	7,451	21,644	1,022	1,635	24,301	
6月	194	20,395	6,431	19,003	916	1,455	21,374	0	—	514	1,119	20	54	1,193	4	—	53	117	3	5	125	198	20,395	6,998	20,239	939	1,514	22,692	0	—	514	1,119	20	54	1,193	4	—	53	117	3	5	125	198	20,395	6,998	20,239	939	1,514	22,692	
7月	159	23,375	7,164	21,192	860	1,922	23,974	1	—	386	913	21	28	962	1	—	51	107	3	3	113	161	23,375	7,601	22,212	884	1,953	25,049	1	—	386	913	21	28	962	1	—	51	107	3	3	113	161	23,375	7,601	22,212	884	1,953	25,049	
8月	207	24,921	8,019	24,028	968	1,939	26,935	1	—	335	866	28	19	913	0	—	54	158	5	1	164	208	24,921	8,408	25,052	1,001	1,959	28,012	1	—	335	866	28	19	913	0	—	54	158	5	1	164	208	24,921	8,408	25,052	1,001	1,959	28,012	
9月	112	18,397	6,103	17,767	841	1,415	20,023	2	—	390	891	16	33	940	2	—	41	103	3	1	107	116	18,397	6,534	18,761	860	1,449	21,070	2	—	390	891	16	33	940	2	—	41	103	3	1	107	116	18,397	6,534	18,761	860	1,449	21,070	
10月	117	22,966	6,646	18,942	919	1,474	21,335	5	—	427	1,066	25	27	1,118	0	—	42	103	0	0	103	122	22,966	7,115	20,111	944	1,501	22,556	5	—	427	1,066	25	27	1,118	0	—	42	103	0	0	103	122	22,966	7,115	20,111	944	1,501	22,556	
11月	108	19,837	6,702	19,705	958	1,447	22,110	2	—	337	866	28	36	930	0	—	47	87	5	1	93	110	19,837	7,086	20,658	991	1,484	23,133	2	—	337	866	28	36	930	0	—	47	87	5	1	93	110	19,837	7,086	20,658	991	1,484	23,133	
12月	74	15,055	5,879	17,929	906	1,325	20,160	3	—	305	875	20	16	911	0	—	48	108	2	0	110	77	15,055	6,232	18,912	928	1,341	21,181	3	—	305	875	20	16	911	0	—	48	108	2	0	110	77	15,055	6,232	18,912	928	1,341	21,181	
1月	88	16,250	6,101	18,113	915	1,315	20,343	0	—	314	785	26	26	837	1	—	54	149	2	2	153	89	16,250	6,469	19,047	943	1,343	21,333	0	—	314	785	26	26	837	1	—	54	149	2	2	153	89	16,250	6,469	19,047	943	1,343	21,333	
2月	88	17,435	6,072	18,090	900	1,331	20,321	5	—	285	709	19	24	752	0	—	51	134	1	1	136	93	17,435	6,408	18,933	920	1,356	21,209	5	—	285	709	19	24	752	0	—	51	134	1	1	136	93	17,435	6,408	18,933	920	1,356	21,209	
3月	167	14,489	5,757	17,751	884	1,171	19,806	1	—	291	703	20	26	749	1	—	49	99	4	1	104	169	14,489	6,097	18,553	908	1,198	20,659	1	—	291	703	20	26	749	1	—	49	99	4	1	104	169	14,489	6,097	18,553	908	1,198	20,659	
当年度	1,619	231,123	78,254	231,827	10,985	17,850	260,662	27	—	4,351	10,672	278	338	11,288	9	—	613	1,500	37	31	1,568	1,655	231,123	83,218	243,999	11,300	18,219	273,518	27	—	4,351	10,672	278	338	11,288	9	—	613	1,500	37	31	1,568	1,655	231,123	83,218	243,999	11,300	18,219	273,518	
内児童	430	—	6,639	33,039	316	1,699	35,054	5	—	1,019	1,936	—	21	1,957	0	—	49	115	0	0	115	435	—	7,707	35,090	316	1,720	37,126	5	—	1,019	1,936	—	21	1,957	0	—	49	115	0	0	115	435	—	7,707	35,090	316	1,720	37,126	
総登録者数	22,367										925										111										23,403										1,985									
内児童	1,804										174										7																													

館別 月別	入間市立図書館西武分館										入間市立図書館金子分館										入間市立図書館藤沢分館										全館合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数		合計		新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数		合計		新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数		合計		新規登録者数		入館者数		貸出者数		貸出冊数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	A V	合計	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	図書	雑誌	A V	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4月	69	9,350	3,556	10,166	682	142	10,990	24	3,055	975	3,111	162	24	3,297	54	10,978	4,600	14,721	851	77	15,649	281	40,095	15,950	47,875	2,655	1,729	52,259	69	9,350	3,556	10,166	682	142	10,990	24	3,055	975	3,111	162	24	3,297	54	10,978	4,600	14,721	851	77	15,649	281	40,095	15,950	47,875	2,655	1,729	52,259																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5月	42	11,582	3,948	11,145	622	105	11,872	19	3,599	1,070	3,337	184	31	3,552	84	14,035	5,108	16,106	850	112	17,068	323	50,507	17,577	52,232	2,678	1,883	56,793	42	11,582	3,948	11,145	622	105	11,872	19	3,599	1,070	3,337	184	31	3,552	84	14,035	5,108	16,106	850	112	17,068	323	50,507	17,577	52,232	2,678	1,883	56,793																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6月	56	10,780	3,557	10,111	538	80	10,729	18	3,058	1,025	3,208	229	31	3,468	86	12,947	4,762	14,882	861	95	15,838	358	47,180	16,342	48,440	2,567	1,720	52,727	56	10,780	3,557	10,111	538	80	10,729	18	3,058	1,025	3,208	229	31	3,468	86	12,947	4,762	14,882	861	95	15,838	358	47,180	16,342	48,440	2,567	1,720	52,727																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7月	73	13,336	3,885	11,551	580	138	12,269	16	4,111	1,089	3,543	163	28	3,734	111	16,998	5,229	16,573	744	88	17,405	361	57,820	17,804	53,879	2,371	2,207	58,457	73	13,336	3,885	11,551	580	138	12,269	16	4,111	1,089	3,543	163	28	3,734	111	16,998	5,229	16,573	744	88	17,405	361	57,820	17,804	53,879	2,371	2,207	58,457																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8月	92	13,116	4,352	12,737	588	115	13,440	25	4,286	1,313	4,171	173	43	4,387	120	18,126	5,591	18,034	795	111	18,940	445	60,449	19,664	59,994	2,557	2,228	64,779	92	13,116	4,352	12,737	588	115	13,440	25	4,286	1,313	4,171	173	43	4,387	120	18,126	5,591	18,034	795	111	18,940	445	60,449	19,664	59,994	2,557	2,228	64,779																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9月	54	11,027	3,495	10,177	564	107	10,848	16	3,466	958	2,987	145	21	3,153	62	12,882	4,556	14,513	765	80	15,358	248	46,782	15,543	46,438	2,334	1,657	50,429	54	11,027	3,495	10,177	564	107	10,848	16	3,466	958	2,987	145	21	3,153	62	12,882	4,556	14,513	765	80	15,358	248	46,782	15,543	46,438	2,334	1,657	50,429																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
10月	46	11,661	3,787	10,656	615	137	11,408	16	3,417	1,112	3,301	168	21	3,490	60	13,657	4,798	14,890	767	61	15,718	244	51,101	16,812	48,958	2,494	1,720	53,172	46	11,661	3,787	10,656	615	137	11,408	16	3,417	1,112	3,301	168	21	3,490	60	13,657	4,798	14,890	767	61	15,718	244	51,101	16,812	48,958	2,494	1,720	53,172																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
11月	36	11,496	3,778	10,761	566	139	11,466	14	3,698	1,163	3,902	186	19	4,107	56	13,388	4,766	15,433	824	95	16,352	216	48,419	16,793	50,754	2,567	1,737	55,058	36	11,496	3,778	10,761	566	139	11,466	14	3,698	1,163	3,902	186	19	4,107	56	13,388	4,766	15,433	824	95	16,352	216	48,419	16,793	50,754	2,567	1,737	55,058																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
12月	43	8,896	3,312	9,722	556	137	10,415	12	3,055	491	3,392	153	10	3,555	40	11,379	4,326	14,387	746	83	15,216	172	38,334	14,861	46,413	2,383	1,571	50,367	43	8,896	3,312	9,722	556	137	10,415	12	3,055	491	3,392	153	10	3,555	40	11,379	4,326	14,387	746	83	15,216	172	38,334	14,861	46,413	2,383	1,571	50,367																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1月	52	9,580	3,492	10,219	563	84	10,866	7	2,961	1,048	3,369	135	22	3,526	60	12,484	4,480	14,652	759	60	15,471	208	41,285	15,489	47,287	2,400	1,509	51,196	52	9,580	3,492	10,219	563	84	10,866	7	2,961	1,048	3,369	135	22	3,526	60	12,484	4,480	14,652	759	60	15,471	208	41,285	15,489	47,287	2,400	1,509	51,196																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2月	51	11,941	3,497	9,917	517	90	10,524	16	3,102	1,026	3,242	122	21	3,385	72	13,733	4,734	15,488	820	62	16,370	232	46,211	15,665	47,580	2,379	1,529	51,488	51	11,941	3,497	9,917	517	90	10,524	16	3,102	1,026	3,242	122	21	3,385	72	13,733	4,734	15,488	820	62	16,370	232	46,211	15,665	47,580	2,379	1,529	51,488																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3月	34	8,462	3,310	9,609	540	123	10,272	12	2,837	928	2,940	131	38	3,109	59	10,099	4,276	14,041	735	78	14,854	274	35,867	14,611	45,143	2,314	1,437	48,894	34	8,462	3,310	9,609	540	123	10,272	12	2,837	928	2,940	131	38	3,109	59	10,099	4,276	14,041	735	78	14,854	274	35,867	14,611	45,143	2,314	1,437	48,894																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
当年度	648	131,227	43,969	126,771	6,931	1,397	135,099	195	40,594	12,698	40,503	1,951	309	42,763	864	160,106	57,226	183,720	9,517	1,002	194,239	3,362	563,050	197,111	594,993	29,690	20,927	645,619	当年度	648	131,227	43,969	126,771	6,931	1,397	135,099	195	40,594	12,698	40,503	1,951	309	42,763	864	160,106	57,226	183,720	9,517	1,002	194,239	3,362	563,050	197,111	594,993	29,690	20,927	645,619																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
内児童	108	—	3,189	15,602	110	24	15,736	44	—	1,246	6,458	38	10	6,506	195	—	5,540	29,560	307	46	29,913	782	—	17,682	86,710	771	1,800	89,281	内児童	108	—	3,189	15,602	110	24	15,736	44	—	1,246	6,458	38	10	6,506	195	—	5,540	29,560	307	46	29,913	782	—	17,682	86,710	771	1,800	89,281																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
総延べ児童	7,542							2,155							9,584							42,684							総延べ児童	7,542																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

別紙 1

入間市立図書館 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 入間市立図書館

入間市立図書館現地説明会の参加について、次のとおり申し込みます。

(フリガナ) 法人の名称	
法人の所在地	〒
(フリガナ) 参加者氏名①	
(フリガナ) 参加者氏名②	
担当者氏名 及び連絡先	担 当 者 : 電 話 : E-mail :

※説明会への参加は1法人2名以内とします。

※令和8年7月29日(水)午後5時までにE-mailにて申し込みください。

※E-mail アドレス: ir817000@city.iruma.lg.jp

※当日は、4館を巡回して説明しますので、自家用車での移動をお願いいたします。

別紙2

入間市立図書館 指定管理者募集要項等に関する質問票

令和 年 月 日

(あて先) 入間市立図書館

E-mail: ir817000@city.iruma.lg.jp

法 人 名	
(質問事項)	
担当者氏名及び連絡先	部署名： 担当者： 電 話： () E-mail：

(注1) 質問事項は、簡潔に要点のみ記載してください。

(注2) この質問票は、令和8年8月7日(金)午後5時までにE-mailにて送付してください。

入間市立図書館

(本館・西武分館・金子分館・藤沢分館)

指定管理者指定申請にかかる様式集

目 次

様式第1号	指定管理者指定申請書（印不要）
様式第2号	指定管理者指定申請にかかる誓約書（印不要）
様式第3号	団体の概要調書
様式第4号	労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書
様式第5号	指定管理者申請団体役員名簿
様式第6号	管理運営に係る事業計画書
様式第7号	配置予定職員の経歴書
様式第8号	管理運営に関する収支計画書

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)入間市教育委員会

申請者
所在地
名称
代表者氏名
電話番号

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、入間市公の施設の指定管理者の指定
定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

公の施設の名称

(様式第2号)

指定管理者指定申請にかかる誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 入間市教育委員会

申請者
所在地
名称
代表者氏名
電話番号

入間市立図書館の指定管理者指定申請を行うに当たり、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、入間市立図書館指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしており、添付書類の内容について事実と相違ありません。
- 2 私は、入間市暴力団排除条例第2条第1号及び2号に掲げる事項のいずれにも該当しません。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が入間市から埼玉県警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書2に該当する事業者であると、入間市が埼玉県警察本部から通報を受け、又は入間市の調査により判明した場合には、入間市が入間市公式ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を入間市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書2に該当する事業者であると、入間市が埼玉県警察本部から通報を受け、又は入間市の調査により判明し、入間市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は当該指導に従います。
- 7 私は、令和9年4月1日以降、入間市立図書館の廃止、統合、用途変更等により指定管理者の指定が取り消され、当該取り消しによって損害が生じた場合であっても、入間市に損害賠償を求めません。

(様式第3号)

団体の概要調書

令和 年 月 日現在

名 称	(フリガナ) _____	
法人等の所在地	〒 _____	
申 請 団 体 名 (連合体の場合)	(フリガナ) _____	☐ 代表者 ☐ 構成員 (いずれかに○)
設 立 年 月 日	_____	
従 業 員 数	_____	
資 本 金	_____	
主な業務内容	_____	
免 許・登 録	_____	

(様式第4号)

労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書
入間市立図書館の指定管理者選定にあたり、以下の内容について申し出いたします。

1. 労働保険（労災保険・雇用保険）について、以下の理由により加入の必要はありません。

☐ （1）労災保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和 年 月 日、（ 確認先機関名を記載（所管課名まで）。例：〇〇労働基準監督署〇〇課 ）に、（電話・訪問）により確認しました。

☐ （2）雇用保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和 年 月 日、（ 確認先機関名を記載（所管課名まで）。例：〇〇公共職業安定所〇〇課 ）に、（電話・訪問）により確認しました。

2. 健康保険について、以下の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和 年 月 日、（ 確認先機関名を記載（所管課名まで）。例：〇〇年金事務所〇〇課 ）に、（電話・訪問）により確認しました。

3. 厚生年金保険について、以下の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和 年 月 日、（ 確認先機関名を記載（所管課名まで）。例：〇〇年金事務所〇〇課 ）に、（電話・訪問）により確認しました。

※ 該当する□欄にチェックのうえ、必ず「理由」も記載すること。

今後、記載した内容などが変更となり、雇用保険等の加入義務が生じた場合には、直ちに加入手続きを行うとともに、入間市に対して報告を行います。

(様式第5号)

指定管理者申請団体役員名簿

令和 年 月 日現在

申請対象施設	
--------	--

法人等の名称	
所 在 地	

役職名	フリガナ	性別	生年月日	住 所 (注：番地まで記載のこと)
	氏 名			

留意事項

- ・この名簿には、代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者全員について記入してください。
- ・この名簿により提出いただいた個人情報、募集要項に規定する欠格条項及び失格条項の該当の有無を確認するための照会に使用することがありますので、あらかじめ御了承ください。

(様式第6号)

管理運営に係る事業計画書

1. 基本事項

①基本方針、基本コンセプトの理解
②利用者の平等利用の確保

2. 関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保について

①「個人情報」と「業務上知り得た秘密」の保護
②行政手続条例等関係法令の遵守
③情報公開についての考え方

3. 業務の実施内容と方法

①管理に関する経費の削減に向けた考え方

②職員研修及び育成

③利用者サービスの向上

④自主事業の内容

4. 指定管理業務を安定して行う能力について

①収支計画

②申請団体の経営状況

③職員配置の考え方

④雇用及び労働条件

⑤事業実績

⑥市との連絡調整に関する体制

⑦緊急時の対応

5. その他

①環境に配慮した取り組み

②自由提案

(様式第7号)

配置予定職員の経歴書

職種	・責任者 ・副責任者 ・その他の職員（ ）			
氏 名				
住 所				
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生（ 歳）			
図書館に関する経歴	年月日	在職年数	施設等	職務内容
施設管理に関する経歴				
資 格				
採用（予定）年月日				
備 考				

※今後、採用予定の場合、どのような人材を採用するかを備考欄に記入してください。

(様式第8号)

管理運営に関する収支計画書

単位：千円

項 目		9 年度	1 0 年度	1 1 年度	1 2 年度	1 3 年度
収 入	指定管理料					
	自主事業収入					
	雑入	380	380	380	380	380
	収入合計 (A)					
支 出	人 件 費	給料				
		手当				
		福利厚生費				
		小 計				
	事務費※1					
	管理運営費※2					
	事業費					
	資料購入費		23,100	23,100	23,100	23,100
	委託料					
	その他※3					
	光熱水費		7,940	7,940	7,940	7,940
	修繕費		1,750	1,750	1,750	1,750
	支出合計 (B)					
収支 (A) - (B)						

詳細な積算の内訳は別途添付してください。

※1 事務費の内訳例 通信運搬費、消耗品費

※2 管理運営費の内訳例 原材料費、燃料費、保険料、租税公課、法人税・住民税及び事業税

※3 その他の内訳例 手数料、雑支出